西東京市はいま －10－

主な市税について（その2）

税金の使いみち

皆さんは、日ごろショッピングをしたり、レストランなどで食事をしたときの料金に税金が含まれているように、私たちの日常生活に税が密接にかかわっていることを肌で感じていると思います。

皆さんに納めていただく大切な税金は、

◎快適でゆとりのある生活
◎お年寄りや体の不自由な方の支援
◎健やかな子どもの成長を支援するための保育
◎ごみの回収処理
◎道路整備や緑化維持
◎小・中学校の学校教育

などに使われています。

税金は、このような事業を実現するための貴重な財源であり、私たちが社会生活を維持していくための共通の費用を賄う、いわば「社会の一員として暮らしていくうえでの会費」と言えます。

市税の収納状況

市税の平成12年度決算の収納状況は、昨今の社会経済状況を反映し、26市中下位に低迷するという、たいへん厳しい結果となっています。

平成13年度の状況を見ますと、諸事業の経費を賄う一般会計予算全収入額の概ね47パーセントが市税で占められています。貴重な財源である個人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税等の各税を納期限までに納めていただかないと市の財政が厳しくなり、事業の実現が滞ってしまいます。

皆さんのご協力をお願いします

西東京市がより発展するためには、皆さんのご協力が不可欠です。

市では、「休日納税相談窓口」の開設や、病気・事故・経済的な理由等で一度に税金を納められない場合の相談業務の充実など、皆さんが税を納めやすい環境づくりを目指しています。

また、納期限のたびに金融機関・郵便局へ出かける手間が省け、指定の預貯金口座から各納期限に振替納税する「口座振替」制度のご利用もお勧めしています。

納期限までに税金を納められないと、市の施策実現に大きく影響を及ぼすとともに、滞納された方に対しては、納期限までに税金を納められた方との公平性の観点から延滞金（年14・6パーセント）が加算されます。さらに、督促・催告にも応じず滞納状態が続く場合は、法律に基づいて財産の差し押え等を執行することになります。

市税は皆さんの生活を支える大切な財源です。納期限内納税にご理解とご協力をお願いします。

◆納税課（田）☎内線1358、（保）内線2123

お知らせ

固定資産税・都市計画税納税通知書の統合

～平成14年度から統合～

平成14年度の固定資産税・都市計画税は、賦課期日（平成14年1月1日）現在、旧田無市と旧保谷市にそれぞれ固定資産をお持ちの方については、統合して課税することになります。この結果、平成13年度まで旧田無市分と旧保谷市分2通の納税通知書を送付されていた方には、1通に統合して西東京市分として送付します。固定資産を共有でお持ちの場合、平成13年度までは、共有者の構成が同一であっても、各共有者の持ち分が異なる場合は、それぞれの物件ごとに納税通知書を代表者の方に送付しました。平成14年度からは、共有者の納税通知書を整理して、共有者の構成が同一であれば、物件ごとに共有持ち分が異なっていても、統合して1通の納税通知書で送付することになります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

共有物件の統合の例

	所有者	持ち分
物件1	A	3分の1
	B	3分の1
	C	3分の1
物件2	A	3分の2
	B	6分の1
	C	6分の1

◎平成13年度…「物件1」と「物件2」各1通（計2通）の納税通知書を代表者の方に送付
◎平成14年度…「物件1」と「物件2」を統合して1通の納税通知書を代表者の方に送付
◆資産税課（田）☎内線1331～1345

固定資産税の新築住宅に対する減額措置の適用終了

平成14年度の課税分から、次の住宅等は減額措置の適用がなくなります。

◎**減額期間3年**…平成10年1月2日～平成11年1月1日に新築された一般住宅
◎**減額期間5年**…平成8年1月2日～平成9年1月1日に新築された3階建て以上の中高層耐火住宅等

◆資産税課（田）☎内線1341～1345

平成14年度一時保育事業の利用登録受付

保護者の疾病、育児疲れのリフレッシュ等さまざまな理由で、ある日、ある時間帯が保育に欠ける状態になった保護者への支援を行います。利用にあたっては、登録が必要です。

▽**対象児童**　市内に在住し、1歳から就学前の児童で次のいずれかに該当する方　①保護者の短時間・断続的勤務・職業訓練・修学等により、原則として平均週3日程度家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童　②保護者の疾病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童　③保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により、一時的に保育が必要となる児童　④障害のある乳幼児で、体験的に入所させ集団保育をするため等により保育を必要とする児童　⑤障害のある小学校4年生までの児童で①～③のすべてに該当する場合で、午後の時間、一時的に保育を必要とする児童

▽**対象児童数**　1日6人以内
▽**登録受付**　3月18日（月）から
▽**申請受付**　登録承認後、3月25日（月）から
▽**利用開始日**　4月3日（水）
▽**利用日数・保育時間**　利用日数は週3日以内。保育時間は基本的に月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時
▽**利用料金**　4時間以内…千円、4時間以上…2千円、延長保育代　1回500円
▽**昼食・おやつ代**　昼食…1回利用につき200円、おやつ…1回利用につき150円
▽**実施場所**　西原保育園（芝久保町5～4～2）
▽**申請方法**　田無庁舎1階保育課、西原保育園にある一時保育利用登録申請書で登録してください。一時保育を利用する場合は、登録承認後、西原保育園に申し込んでください。

◆保育課（田）☎内線1531、西原保育園（☎61・9100）

選挙人名簿登録者（定時登録）数が確定

選挙人名簿の登録は、年4回、3月・6月・9月と12月に登録する定時登録と選挙のつど行われる選挙時登録があります。今回、3月2日の定時登録者数が確定したので、お知らせします。登録者数は、男性7万2千834人、女性7万4千164人、計14万6千998人です。平成13年12月2日の定時登録者数と比較すると、男性96人増、女性57人増、計153人増加しています。

なお、定時登録の要件は、次のとおりです。①日本国民であること　②昭和57年3月2日以前に生まれた方　③平成14年3月1日現在引き続き3か月以上西東京市に居住している方（他区市町村から転入された方は、平成13年12月1日までに西東京市の住民基本台帳に記載された方）

また、次の資格を有する方が在外選挙人名簿に登録されました。①在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと　②登録申請時に満20歳以上であること　③日本国民であること　④在外選挙人名簿の登録の申請に関し、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有する方

平成14年3月3日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男性97人、女性80人、計177人です。

◆選挙管理委員会事務局（保）☎内線2811

高齢化社会の老人介護について

本年2月、市内西原団地でたいへん痛ましい出来事がありました。

新聞等の報道により、市民の皆さんもご存知のことと思いますが、老老介護（高齢者が高齢者を介護すること）の問題は、高齢社会を迎え、大きな社会問題になっています。市では、これらの高齢者の為に、市内7か所に在宅介護支援センターを設置し各種の相談や介護保険サービスを受けられるよう、お手伝いをしています。

在宅生活を続けるために

■支援センターは、地域に積極的に出向き、①電話または訪問による在宅介護についての総合的な相談・指導　②公的保健福祉サービスの紹介と利用手続き援助　③介護用品・機器の紹介および使い方の相談・指導　④その他在宅介護に関する困りごと相談等のサービスを行っています。また、民生委員も、市内を5地区に分け、1地区25人～27人を配置し、皆さんの相談相手と行政とのパイプ役となっています。

■市でも、各種の福祉サービス事業を実施し、皆さんの円滑な在宅生活を側面からお手伝いしています。福祉のことで、相談したいことがあれば、一人で悩まず、市の窓口、各支援センター、地区の民生委員さん等にご遠慮なくご相談ください。また、市内には、6か所の福祉会館・老人福祉センターがあり、地域の高齢者に対して、健康等の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのために事業・講座を実施していますので、お気軽にご利用ください。そのほか、社会福祉協議会では誰もが安心して生活できるように、市内を小学校通学区域単位に分けて「まちづくり懇談会」を実施して、地域での「ふれあいのある福祉のまちづくりを進めています。

■今日の社会では、隣近所の付き合いが希薄になってきており、困った時にはお互い様で、隣近所で助け合えるような「まち」になればと思いますが、プライバシーの面も有り難しい状況にあります。

今回のご夫婦は、日ごろ元気に暮らしていたので、「市の福祉サービスがいろいろあるのは知っていたが、利用するつもりはなかった」とのことで、誰にも相談等はしていなかったということでした。

市では、各福祉サービスについて市報等でご案内していますが、さらに、利用についての情報として「西東京市の高齢福祉」という小冊子を作成しました。民生委員、老人クラブ、等に配布するとともに、両庁舎の福祉課窓口、出張所、支援センター、福祉会館、社会福祉協議会等に置いてあります。ご活用ください。

これからのセンター設置予定

■高齢福祉事業の充実を図るため、平成14年度の新規事業として、「基幹型在宅介護支援センター」を保健福祉部内に設置し、介護の必要な高齢者やその家族に対して、在宅介護の総合的な相談、ニーズに対応した各種のサービスが総合的に受けられるよう、サービスを提供する事業者との連絡調整等を図って、地域の在宅介護支援センターの業務が円滑に行われるようにしていく予定です。

さらに9月開設を目途に、「権利擁護センター」の設置を予定しています。これは、①財産管理や契約などの権利擁護に係わる法律、医療、福祉等の専門相談窓口、成年後見制度等の権利擁護のしくみの広報、総合相談、利用支援、市民からの保健福祉サービスに関する苦情に対して、総合的、専門的に対応できるよう設置する予定です。

■今後とも、地域の各関係機関と市の連携をとり、協力しあって地域の高齢者の方の安否確認のネットワーク等を構築していきたいと考えています。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆高齢福祉課（保）☎内線2331